

2019年度社会福祉法人実地指導の結果

(1) 実地指導の実施状況

今年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。なお、今年度は監査の実績はありませんでした。

対象法人数 ※	実施法人数 (①)	文書指摘 法人数 (②)	口頭指摘 法人数	延べ指摘 事項数(③)	文書指摘率 (②/①)	1法人当たり 指摘事項数 (③/①)
44	13	3	13	123	23.0%	9.5件

※2019年4月1日現在

(2) 主な指摘事項

今年度の実地指導における主な指導項目について、具体的事例を紹介します。
2017年に本格施行した改正社会福祉法への対応の不備に関する事項が多くみられました。

文書指摘の具体的事例

◇ 欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。

社会福祉法人と評議員は、委任に関する規定に従うこととされている。よって、評議員は、評議員会に出席し、役員を選任・解任や定款変更の承認等の社会福祉法人の基本的事項について決議する等、善管注意義務を果たさなければならない。

しかしながら、評議員1名が2017年度から指導実施日までの間に開催された評議員会を全て欠席しており、評議員としての義務を果たしていない。

(法第38条、民法第643条及び第644条、審査基準第3-1-(3)、ガイドラインI-3-(1)-2)

<改善の際の注意点>

評議員を選任する際は、評議員会に出席し、法人の運営に参画できる人を選任してください。また、理事会で正式に評議員会の開催を決議する前に、事前に日程調整を行うことは構いませんので、評議員が参加できる日程で開催を決議するようにしてください。また、やむを得なく欠席する場合は、必ずその理由を議事録等に記録を残すようにしてください。

◇ 期限までに変更登記が行われていないので、是正すること。

社会福祉法人は、理事長が変更した場合は、変更が生じたときから2週間以内に登記しなければならない。

しかしながら、2017年及び2019年の選任時において理事長の変更登記が大幅に遅延していた。

(登記令第3条、ガイドラインⅢ-4-(4)-3)

<改善の際の注意点>

登記手続は、登記事項によって期限が定められています。目的、事務所、代表者等に変更が生じたときは2週間以内、資産総額に変更が生じたときは会計年度終了後3か月以内に登記が必要です。

◇ 残高証明書と財産目録の金額が一致していないので、是正すること。

社会福祉法人においては、財産目録は、法人の全ての資産及び負債について貸借対照表価額を表示するものであり、金融機関発行の残高証明書と整合しなければならない。

しかしながら、2018年度決算について、残高証明書の金額と財産目録の預金、借入金等の金額が一致していない。

(会計基準省令第2条第1号)

<改善の際の注意点>

財産目録(貸借対照表価額)と残高証明書の金額が一致していない場合、原因として3月31日時点で積立金を積み立てていないこと等が考えられます。また、原因不明の不一致がある場合、不正が疑われる可能性があるため、必ず原因を説明できるようにしてください。

◇ 法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致しないので、是正すること。

社会福祉法人においては、財産目録は、法人の全ての資産及び負債について貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合しなければならない。

しかしながら、2018年度決算について、法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致していない。

(会計基準省令第33条)

<改善の際の注意点>

会計ソフトによっては、貸借対照表と財産目録が連動しない事象が起こり得ます。そのため、作成された計算書類については、必ず各書類間の整合性の確認等を行ってください。

口頭指摘の具体的事例	指摘 法人数
<p>○ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。 (法施行規則第2条の42、ガイドラインI-8-(2)-1)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、①理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、②その額の算定方法、③支給の方法及び④形態に関する事項を定めなければなりません。</p> <p>具体例は、以下のとおりです。</p> <p>①理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分：理事長、職員を兼ねる理事、非常勤理事等</p> <p>②その額の算定方法：月額〇〇円、会議1回出席〇〇円等</p> <p>③支給の方法：時期（毎月〇日、業務にあたった都度等）、手段（銀行振込、現金支給等）</p> <p>④形態に関する事項：現金、現物等</p>	8
<p>○ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 (法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、審査基準第3-1-(5)(6)、ガイドラインI-3-(1)-2)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。社会福祉法人は評議員の選任に当たり、欠格事由に該当する者でないか、各評議員または各役員と特殊な関係にある者が含まれてないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行わなければなりません。今年度は「反社会的勢力の者でないこと」の確認が漏れている法人が多くありました。就任承諾書に一文追加するなどして、対応をしてください。</p>	7

<p>○ 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。 (留意事項1の(4)、ガイドラインⅢ-3-(2)-1)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>会計事務にあたっては、経理規程に定めるところにより事務処理を行う必要があります。今年度は、小口現金保有上限額の超過、理事長への月次報告遅延が多く見受けられました。</p> <p>小口現金とは、日常の少額の支出に備え、現金の一部を手元に置いておくものです。手元に置いてあり、容易に支出することが可能な金額が多いと、盗難や不正支出につながります。毎日の残額と帳簿金額を照合し、支出項目の確認とあわせて保有額の上限を超過していないか確認してください。</p> <p>月次報告は、毎月の法人の財務状況を把握し、予算執行や補正予算を組む際の判断材料となります。毎月必ず経理規程に定める時まで報告してください。</p>	6
<p>○ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。 (法第45条の9第8項、ガイドラインⅠ-3-(2)-2)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。確認方法について特段の定めはありませんが、評議員会において議案ごとに確認し議事録に記録する方法、招集通知の返信用出欠連絡票上に議案ごとに確認欄を設け記入する方法、定款細則等に該当議案がある場合の届出の旨を定める方法などが考えられます。法人に合った方法で確認してください。</p>	6

<p>○ 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。 (法第 45 条の 14 第 5 項、ガイドライン I -6-(1)-2)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。確認方法について特段の定めはありませんが、理事会において議案ごとに確認し議事録に記録する方法、招集通知の返信用出欠連絡票上に議案ごとに確認欄を設け記入する方法、定款細則等に該当議案がある場合の届出の旨を定める方法などが考えられます。法人に合った方法で確認してください。</p>	5
<p>○ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 (法第 43 条第 3 項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 72 条第 1 項準用)、ガイドライン I -5-(2)-1)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。評議員会の前までに、現任の監事に、新監事の選任議案についての同意を得る必要があります。監事ごと又は監事の連名による同意書を受けるか、監事候補者を選出する理事会で、同意を得てその旨を議事録に明記してください。</p>	5
<p>○ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない (法第 44 条第 1 項 (40 条第 1 項準用)、第 2 項、第 7 項、規則第 2 条の 10、審査基準第 3-1-(5) (6)、ガイドライン I -5-(2)-2)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。社会福祉法人は監事の選任に当たり、欠格事由に該当する者でないか、各役員と特殊な関係にある者が含まれてないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行わなければなりません。今年度は「反社会的勢力の者でないこと」の確認が漏れている法人が多くありました。就任承諾書に一文追加するなどして、対応をしてください。</p>	5

根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
法施行規則	昭和 26 年 6 月 21 日厚生労働省令第 28 号「社会福祉法施行規則」
ガイドライン	平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号「社会福祉法人の認可について」別紙 1「社会福祉法人審査基準」
登記令	昭和 39 年政令第 29 号「組合等登記令」
会計基準省令	平成 28 年厚生労働省令第 79 号「会計基準省令」
運用上の取扱い	平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
留意事項	平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」